

## 須賀川市農地利用最適化推進委員 募集案内

須賀川市農業委員会では、農業委員会等に関する法律に基づき、須賀川市農地利用最適化推進委員を募集します。

### 1 農地利用最適化推進委員について

#### (1) 活動内容

- 担い手への農地利用の集積・集約
- 耕作放棄地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

※ 農業委員との密接な連携のもと、地域における農地の確保と利用調整のための現場活動。

具体的には、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや農地中間管理機構と連携し、個別訪問等により農地の貸し手や借り手の掘り起し活動による担い手への農地集積・集約の取り組み。

#### (2) 定数

23人（担当地区及び委員数は、下記のとおり。）

担当地区	委員数
須賀川・浜田	2人
西袋	2人
稲田	2人
小塩江	3人
仁井田	3人
大東	3人
長沼	4人
岩瀬	4人

#### (3) 任期

3年間：令和8年7月20日以降（委嘱予定）～令和11年7月19日

#### (4) 報酬

年額 基本額 280,000円

能率額 予算の範囲内で市長が定めた額

#### (5) 身分

須賀川市の特別職非常勤職員

### 2 募集方法

- (1) 一般推薦 農業者等2人以上の推薦
- (2) 団体推薦 農業者の団体等による推薦
- (3) 応募 本人による応募

### 3 推薦・応募資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。

ただし、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができません。

- (1) 須賀川市に住所を有しない者
- (2) 須賀川市の監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員である者
- (3) 須賀川市の職員である者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (6) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行が受けることがなくなるまでの者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

### 4 募集期間・応募方法等

- (1) 募集期間 令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）
- (2) 応募用紙 農業委員会事務局で配布、または市ホームページからダウンロード。
- (3) 提出方法 農業委員会事務局へ直接持参、または郵送（3月31日必着）。
- (4) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

提出・問合せ先

〒962-8601

須賀川市八幡町135番地 須賀川市農業委員会事務局

電話番号 0248-88-9165

### 5 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と募集終了後の2回、ホームページで公表します。

公表内容は提出書類に記載の事項のうち、住所、生年月日及び電話番号を除いた内容となります。また、申込者全体の情報として、被推薦者及び応募者の数、及びその認定農業者の数について公表します。

### 6 選考方法

提出書類等により、推進委員選考委員会で審査選考を行います。

※ 選出に当たっては、農業委員会総会で決定し、農業委員会が委嘱します。

## 7 選考結果

令和8年6月下旬に応募者全員に書面で通知します。

## 8 その他

- (1) 申込書に記入された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。